

「新型コロナウイルスの影響に伴う水道料金等の軽減について」とのご意見についてご回答いたします。

令和2年5月11日 掲示

貴重なご意見をいただきありがとうございます。新型コロナウイルスの影響に伴う水道料金等の軽減（未使用の場合の大学生に対して、基本料金及び開栓手数料の軽減について）につきまして回答いたします。

初めに水道事業の仕組みについてご説明させていただきます。

水道事業は全国の自治体に設置されておりますが、事業は地方公営企業法に基づく独立採算制の原則により運営されております。よって、教育・道路・福祉などの市民の方が納める税金により実施する行政サービスとは異なり、その経費は当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければなりません。

大田原市水道事業の料金体系は、基本料金と従量料金からなる二部料金制を採用しております。基本料金は、検針や料金収納に要する経費・メーター設置費・水道施設の維持管理などの固定費を賄うために設定しているもので、常に安全で安心な水を安定してお届けするために係る費用となっておりますので、使用の有無にかかわらず必要となるものです。一方の従量料金は、薬品費や動力費などの給水量に応じて変動する経費を賄うために設定している料金であり、料金単価は単一料金制としておりますので、使用量が変化しても同一の単価としております。

仮に、国際医療福祉大学の学生を対象に基本料金の免除を行った場合、学生の7割が市内アパートの契約者として試算すると、月に500万円を超える減収となり、期間が長期化するほど減収額も増加します。免除による減収分は、常時水道を利用している他の利用者が負担することになりますが、年間の収支に赤字が見込まれる場合には、料金審議会を開いて適正料金を算出し、全ての利用者からご理解を得たうえで、料金を値上げすることになります。従いまして、国などから免除の指示を受け、減収分の補助がある場合を除いては、基本料金の免除（軽減）は出来ないものと考えております。

次に、開栓（給水開始）手数料につきましては、給水開始申込書に基づき、システムへの入力作業を経て、職員が現地に赴き開栓の作業を行うための経費を原価計算して算出した金額であり、受益者負担の原則に基づき申請者から徴収することとしておりますので、既に作業が終了した開栓（給水開始）手数料の免除（軽減）も出来ません。

水道事業は公共性が高いため、市の公共事業（税金により実施する行政サービス）と誤解されている方もいらっしゃいますが、水道事業の経営は民間企業に近い経営を行っており、特別な軽減措置への対応が困難であることをご理解いただきたいと思います。

【回答者：建設水道部 水道課 管理係 TEL：0287（23）8713】

令和2年5月11日

大田原市 総合政策部 情報政策課 広報広聴係 TEL：0287（23）8700